

石巻市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）及び宮城県犯罪被害者支援条例（平成15年宮城県条例第76号）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図り、犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (5) 関係機関等 国、地方公共団体、警察その他の行政機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (6) 二次的被害 犯罪被害者等が、犯罪等による被害を受けた後に、行政若しくは司法機関の職員その他の関係者又は報道等により、当該犯罪等を知る者の無理解や偏見、配慮を欠いた言動、インターネット等による誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過剰な取材等により受ける精神的苦痛、身体の不調、生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- (2) 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるほか、犯罪被害者等に関する個人情報適切な取扱いの確保に最大限配慮して行われること。
- (3) 犯罪被害者等が再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、当該犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細やかな支援が途切れることなく提供されること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進しなければならない。

- 2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携を図らなければ

ならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について理解を深め、犯罪被害者等に対し二次的被害を生じさせることがないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等に対し二次的被害を生じさせることがないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、雇用する労働者が犯罪被害者等となった場合には、その被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、当該犯罪被害者等の労働環境について、十分に配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための相談窓口を設置するものとする。

(支援金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、支援金を支給することができる。

2 前項に規定する支援金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、犯罪被害者等への支援及び二次的被害の防止について、市民等及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。